

根本原因と再発防止策

	問題点	根本原因	再発防止策
保安上重要な事項をQMSに反映するプロセスが不十分	<p>【社内規程への取り込みに関する問題】</p> <p>平成13年の保安規定改正において、枝番も含めた運転モード^{*1}の管理要求が追加されたが、その管理要求に対する具体的な対応方針を明確にしなかったことから、保修作業により運転モードの枝番^{*2}が変わる時の管理方法が社内規程に取り込まれなかった。</p> <p>保安活動を実施する上で重要な事項が周知された場合、社内規程への取り込みの必要性や対応を検討するプロセスが不十分であったことから、運転上の制限の逸脱判断に関連した対応方法について社内規程に取り込まれなかった。</p> <p>【周知に関する問題】</p> <p>重要な事項の周知方法が明確でなかったことから、プラントの状態管理に枝番も含めたモード管理を行う必要があることおよび運転上の制限の逸脱判断のルール^{の意図}が発電所関係箇所に確実に伝わらなかった。</p> <p>【教育に関する問題】</p> <p>平成13年の保安規定改正時の教育や教育結果を受けた教育内容の見直しが不十分であったことから、発電担当部署に枝番も含めた運転モードの管理の必要性が十分浸透しなかった。また、運転上の制限の逸脱判断に関する教育が不足していたことから速やかな運転上の制限の逸脱判断につながらなかった。</p>	<p>平成13年の保安規定改正以降、保修作業によって運転モードの枝番が変わる際の管理が不十分であったことおよび今回の事象で運転上の制限の逸脱判断が速やかに行われなかったことは、保安活動を実施する上で、保安上重要な事項をQMSに確実に反映するプロセスが不十分であったことが根本原因であった。</p>	<p>保安活動を実施する上で、保安上重要な事項をQMSに確実に反映するため、関係者に重要な事項を確実に周知するとともに関係箇所と対応主管箇所・分担、管理手法、教育の要否・実施方法などを協議し、QMSへ確実に反映するためのプロセスを改善する。</p> <p>さらに、QMSへの取り込みが完了した時点で、改正を担当した関係者で妥当性をレビューするとともに、会議体で反映結果が妥当であるかを反映計画に従って確認することとし、必要があれば、見直しを図る。</p>
常に問いかける姿勢に対する意識、誤った意思決定を避ける方策が不十分	<p>発電担当部署は、保修担当部署の操作に伴い枝番も含めた運転モードが変更になり安全措置が必要となるにも係らず、作業の情報伝達を行う帳票の承認や作業開始の段階において、主体的に作業区分を判断せず、必要な安全措置が確保できなかった。</p> <p>発電担当部署は、誤った運転上の制限の逸脱宣言をした際のその後の対応を考えてしまい、安全側に運転上の制限の逸脱判断を行うことができなかった。また、発電担当部署が運転上の制限の逸脱判断に迷っている際に原子炉主任技術者等が適切に後押しできなかった。</p>	<p>常にプラントの運転状態に注意を払う姿勢、安全側に運転上の制限の逸脱判断を行う意識が不足していることが根本原因であった。</p>	<p>常に問いかける姿勢に対する意識を向上させるための方策および誤った意思決定を避けるための方策を、安全文化醸成活動計画の中に反映し、継続的に意識付けを行っていくとともに、効果を確認していく。</p>

*1 原子炉の運転状態。運転状態に応じてモード1～6が定義されている。

*2 モード5(a)など、モードの数字の後につくアルファベットのことで、原子炉トリップしゃ断器の状態やプラントトリップが可能となるための条件などを示している。